

# 広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第 82 号

(H26.2.10)

## 今月のトピックス

執行部より

特集 第 1 回広島市歯科医師会事務局の歴史	1 ページ
行事報告	
“テレビ派”で口内炎の特集	3 ページ
第 3 回学術講演会	4 ページ
第 1 回会館移転準備検討委員会 開催される	5 ページ
支部だより	
中区支部	7 ページ
東区支部	8 ページ
各部からの報告	
保険・医療対策部	9 ページ
情報調査部	10 ページ
広報部	16 ページ
1 月定例理事会報告	17 ページ
役員紹介 わたしはダレでしょう！ No.4	20 ページ

## 執行部より

特集 広島市歯科医師会事務局の今後を考える。  
—広島県歯科医師会会館建設計画を受けて—

### 第 1 回 広島市歯科医師会事務局の歴史

はじめに

皆様ご承知のとおり、県歯会は、現会館の耐震性の問題から新会館建設に向けた検討を行い、会務機構改編等検討特別委員会会館建設問題部会において、現在場所（富士見町）での建て替え、ないしは広島県歯科医師国保会館土地（宝町）での建設を想定したシミュレーション等をしておりましたが、その後新たに二葉の里に土地を取得し、同所に新会館を建設する予定となっています。いずれにしましても、これにあわせて、我々広島市歯会事務局も今後のあり方を考えねばなりません。

広島市歯会執行部においては、この問題に対応すべく平成 23 年 7 月に会長諮問機関として会館建設対応検討特別委員会（三戸敦史委員長）を立ち上げ、さまざまな観点からご検討頂き、平成 24 年 10 月に報告書を頂きました。この度、県歯会において二葉の里土地取得をふまえ、会館建設検討特別委員会において答申書が提出（平成 26 年 1 月 18 日）されたことを受け、市歯会においても最終的な事務局移転に向けて会館移転準備検討委員会を立ち上げ協議を開始したところです（本紙 5 ページ記事をご覧ください）。

我々広島市歯会執行部といたしましては、今回の市歯会事務局移転の重要性に鑑み、市歯会事務局移転に係わるあらゆる情報を会員の皆様と共有し、すべての決定を会員コンセンサスの上で行う、との基本方針のもとその対応にあたっております。

本特集は、その一巻として、会員の皆様にこれまでの経緯や現況についてご報告するとともに、今後の検討にあたっての論点整理を行うことを目的に記したものです。

会員の皆様のお知恵を集約して、次世代の歯科医師会会員に対して恥ずかしくない広島市歯会事務局を再構築していきたいと思っております。

## 1：会長宅から広島県歯科医師会会館内に広島市歯科医師会事務局設置 (昭和25年—昭和39年)

広島市歯会の事務局は当初、それぞれの時代の会長宅に置かれていました。昭和25年、県歯会事務局が従前の段原山崎町から、現在土地に新会館（洋館2階建て）を建設したことにあわせ、市歯会は事務局を会館内に設置しました。

## 2：広島県歯科医師会会館建設にあわせ、新会館内に広島市歯科医師会事務局設置 —当初は会館3階に設置（昭和40年—昭和51年）—

### (1) 広島市歯科医師会事務局を広島県歯科医師会会館内に併置することを決定

昭和40年、現在地である富士見町に県歯会会館が建設されました。それに合わせて広島市歯会では、広島市歯会事務局をどこに置くかについて、検討を重ね、結果昭和39年3月開催の第22回定時総会において、市歯会事務局を県歯会会館内に併置することが決定されました。以下が総会における当時の本会会長のご発言です。「前略・・・広島市歯会会館を別に造るためには、3,500万円は要るが、維持費等の膨大なる出費を考えると、併置の方が良いと考える。これが為広島市は他都市会員より5万円余分になる事となる。納入は即納と長期に分かれるがとにかく県の会館建設を外して市の建設の好期はないと思う。・・・後略」（第22回定時総会議事録より）

現会館の建設当初、市歯会の事務局は3階に設置されました。3階には口腔保健センターもありました。当時の記録によると、当初は1階は建設会社鴻池組の事務局が借用し、2階に県歯会事務局がありました。

### (2) 新会館建設及び市歯会事務局設置における広島市歯科医師会（会員）負担

この折の負担については、①県歯会会館建設に対する費用、市歯会事務局併置に対する費用、②郡市地区歯科医師会の負担、会員個人負担、③償還付き負担、無償還の負担 とに分けて考えて理解しないといけません。

#### i：広島県歯科医師会会館建設に係わる費用負担

##### @会員一人あたり償還有り負担金 10万円

これは当時の県歯会会員全員に対して均等に賦課されたもので、県下合計7,000万円となっています。そしてこの負担金はその後償還されています。

##### @広島市歯科医師会が償還無し1,500万を負担（会館建設郡市負担金）

県歯会は郡市地区歯科医師会に対して合計3,000万円の無償還負担金を求めました。各郡市の負担額は、基本的に会員数に案分したものでしたが、広島市歯科医師会だけは、当時県歯会会員数の約3割の会員数であったにもかかわらず、5割である1500万の負担をいたしました。この理由は、先に触れた、当時の定時総会での会長発言からも分かるように、県歯会会館の中に広島市歯会会館を「併置する」、ための負担でありました。したがって、入居以来昭和52

年に3階から1階に移転するまでの間、市歯会は県歯会に対して事務局使用の借用料（家賃）負担はありませんでした。

ii：広島市歯科医師会事務局設置に係わる会員個人費用負担

@会員一人あたり償還有り負担金 3万円

@会員一人あたり償還無し負担金 5万円(所得応能・社保診療報酬の2/100)

先に述べたように、県歯会会館内に市歯会事務局を併置するために、県歯会会館建設郡市負担金について、当時の会員数案分よりも多額の1,500万円を支払いました。すなわちこれは有る意味広島市歯会事務局設置に係わる費用でもあります。そこで、市歯会として本会会員には、県歯会から会員全員に賦課された償還有り負担金10万円に加えて、会員一人あたり償還有り3万円、償還無し5万円の費用負担をお願いしました。よって、県歯会、市歯会あわせて、償還有り13万円、償還無し5万円となります。

償還有りの3万円の負担金は、昭和39年9月に即納で徴収をお願いしました。一方、償還無しの負担金5万円については、昭和39年8月より、負担能力の公平性を期して(昭和39年3月定時総会議事録より)社保診療報酬の2/100ずつの負担をお願いしました。

これにより、昭和40年8月に広島県歯科医師会へ会館建設郡市負担金1,500万円を支払っております。そして残余额については、事務所充実整備資金へ移行し、現在では会館整備資金負担金名称変更しています。

3：鴻池組転居に伴い、市歯会事務局は1階に移転

(昭和52年—昭和63年)

昭和51年6月、県歯会会館1階及び地下一部を借用していた鴻池組が転居したことに伴い、県歯会との協議の結果、本会事務局は1階に移転しました。

その際、1階事務所の改造工事代(約2,400万円)の市歯会負担が生じました。そして、この時から市歯会事務局賃料としての県歯会への支払いが始まりました。

4：県歯会会館改築工事にあわせ、市歯会事務局は現在の2階に移転

(平成元年—現在)

平成元年4月広島歯科衛生士専門学校が隣接する「エソール広島」に移転したのを機に、県歯会会館の全面的大改築が行われました。これにあわせ、口腔保健センターが1階に、市歯会事務局は2階へ、県歯会事務局は3階と現在の形となりました。その際の工事費は県歯会が、市歯会は什器備品代約1,000万円を負担しました。

## 行事報告

### “テレビ派”で口内炎の特集

1月7日(火)午後、広島テレビの看板番組“テレビ派”『健康相談室』の収録があり、川原正照広島市歯会副会長が出演した。これは長井ゼミの主宰にして心療内科医の長井敏弘先生が担当する毎週木曜日放送のコーナーで、今回のテー

マは『口内炎』であった。

内容は口内炎の原因、治療法、なかなか治らない口内炎にはどう対処すれば?というもので、広島市歯会が作成した“あなたの歯 あなたの健康 そしてあなたの豊かなる人生”の内容に最新の知

識を加えて説明し、「市販の薬でなかなか治らない、食事ができないくらいの痛みがある、広範囲にできる、再発を繰り返す、また発熱や倦怠感を伴う場合などでは自己判断せず、早めに歯科などの専

門医で診てもらう方が安心」だと解説し、「就寝前のブラッシング」の大切さも強調した。2日後の1月9日(木)午後4時50分から放映された。



長井敏弘先生と対談する収録の様子

### 第3回学術講演会

日時：1月23日(木)午後7時30分～午後9時

場所：県歯会館6階「ハーモニーホール」

標記の講演会が久松和寛広島県産婦人科医会会長(ひさまつ産婦人科医院院長)を講師に迎え、「妊産婦における歯科治療の留意点」と題して行われた。講演に先立ち、能美和基公衆衛生部理事が広島市歯科医療福祉対策協議会における妊婦歯科検診受診率向上の取り組みについて報告し、広島県産婦人科医会の協力に対する謝意を表した。

講演では我々の関心が高い、歯周病と早産、薬剤投与、レントゲン撮影などについての解説があった。早産については、歯周病は高齢やアルコールよりも大きなリスク因子であるため、歯科における口腔衛生の指導・管理の徹底の要望があった。薬剤投与に関しては、鎮痛薬はカ

ロナール、抗生物質はペニシリン系とセフェム系が妊娠・授乳期間を通して安全であること、B P剤と顎骨壊死の関連などについての言及があった。また個々の薬剤の安全性に関する情報の照会先としてWEBサイト、書籍の紹介があった。エックス線撮影に関しては適切な防護の上で行えば安全であるとのこと。以上に加えて最近増加傾向にある早産や社会問題となっている虐待防止のためには、歯科-産婦人科の連携強化が今後とも必要であるとの総括があった。

講演終了後は活発な質疑に対して懇切丁寧な回答があり、非常に有意義な講演会であった。



広島市歯会第3回学術講演会

講演中に紹介されたWEBサイト・書籍：

- ・ おくすり110番 (<http://www.jah.ne.jp/~kako/>)
- ・ 妊娠と薬情報センター (<http://www.ncchd.go.jp/kusuri/>)
- ・ 母乳とくすりハンドブック (<http://www.oitaog.jp/syoko/binyutokusuri.pdf>)
- ・ 実践 妊娠と薬 第2版 -10,000例の相談事例とその情報 など



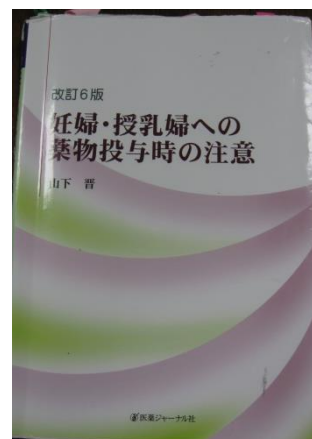
母乳とくすりハンドブック



妊婦・授乳期に対する向精神薬の使い方



妊婦・授乳と薬の知識



妊婦・授乳婦への薬物投与時の注意

## 第1回会館移転準備検討委員会 開催される

日時：1月28日（火）午後7時30分  
場所：県歯会館2階「広島市歯会会議室」  
標記の会が開催された。

この委員会は、県歯会による二葉の里再開発地区の土地取得及び同場所における新会館建設の流れを受け、広島市歯

会事務局の今後のあり方について具体的検討を行う必要性から、会長諮問機関として設立されたものである。

委員については、県歯会新会館建設に

あわせた本会事務局の将来を決める極めて重要案件であることに鑑み、県歯会代議員、支部長に加え、年齢のバランス、支部のバランスなどを考慮して委嘱されたものである（委員名簿参照）。

委員会は山本智之専務理事による開会の後、土江健也会長より本委員会の設立の主旨及び諮問事項（諮問事項参照）について説明があり、委員に委嘱状が授与された。

続いて正副委員長について、委員長には広島県歯科医師会会館建設検討特別委員会委員である熊谷宏副会長が、副委員長には三戸敦史広島市歯科医師会会館建設対応検討特別委員会（平成24年10月24日答申）委員長が選出された。

報告事項では、県歯会新会館建設の現状及び市歯会事務局移転に係わる本会

の財務状況について、熊谷委員長より県歯会会館建設検討特別委員会答申書（平成26年1月18日答申）や市歯会各会計別現金預金一覧表などの資料をもとに説明され、また市歯会事務局の現状についても説明された。続いて市歯会における会館移転に対する対応経緯に関して、三戸副委員長より市歯会会館建設対応検討特別委員会答申をもとに説明された。

協議においては、先の報告について多くの質問が出され、それについて熊谷委員長、三戸副委員長から説明が行われると共に、すべての委員から県歯会会館建設や市歯会事務局移転に関する意見発信があった。

次回開催は、平成26年2月17日の予定である。

## 諮 問 事 項

一般社団法人広島県歯科医師会は、広島県地域医療再生計画に基づき、平成25年7月16日二葉の里再開発地区に2,906㎡の土地を取得し、同地に新会館を建設することとなった。

これに先立って、本会では、平成23年7月20日付にて会館建設対応検討特別委員会（三戸敦史委員長）を設置し、①広島県歯科医師会館及び広島市歯科医師会事務局に係わる過去の経緯に関する調査及び分析 ②広島県歯科医師会新会館建設に関する経緯及び現状の把握及び分析 ③広島市歯科医師会が考える口腔保健センターのあるべき姿について ④広島市歯科医師会事務局（会館）の将来展望について 諮問し、平成24年10月24日付の答申を受けたところである。

その後広島県歯科医師会においては、会館建設対応特別委員会を組織し、新会館建設の事業について具体的検討に入っている。

これを受け、以下の点について審議検討されたい。

- 1 : 広島県歯科医師会における新会館建設事業に関する情報収集及び分析検討
- 2 : 本会事務局移転場所に関する最終意見とりまとめ
- 3 : 移転に伴う本会事務局の概要（仕様）の検討
- 4 : 移転に伴う、財務状況に関する検討及び会員の費用負担に関するあり方についての検討

# 一般社団法人広島市歯科医師会

## 会館移転準備検討委員会 委員名簿

委員長 熊谷 宏 中区 50 歳代 広島市歯科医師会副会長  
 副委員長 三戸 敦史 西区 40 歳代 (市)会館建設対応検討特別委員会委員長  
 委員

石川 潔	南区	50 歳代	県歯会代議員	竹本 美保	東区	40 歳代	
伊藤 茂	西区	60 歳代		天間 裕文	西区	40 歳代	県歯会代議員
鶴崎 裕則	西区	60 歳代	県歯会代議員	橋岡 優	南区	40 歳代	広報部理事
大谷 隆之	中区	50 歳代	県歯会代議員	波田 佳範	中区	50 歳代	支部長
小田 正秀	南区	50 歳代	県歯会代議員	平尾 慶太	西区	50 歳代	県歯会代議員
片内 恒平	東区	50 歳代	県歯会代議員	藤田 友昭	西区	30 歳代	
河村 久輝	中区	60 歳代	県歯会代議員	藤範 恭弘	東区	50 歳代	県歯会代議員
木村 太言	東区	50 歳代	支部長	藤本 由三	中区	50 歳代	県歯会代議員
久保木利正	中区	70 歳代		三次みさと	中区	50 歳代	県歯会代議員
小跡 清隆	西区	60 歳代	支部長	森永 行雄	南区	50 歳代	支部長
後藤 眞也	中区	60 歳代	県歯会代議員	山崎 徹	西区	50 歳代	県歯会代議員
杉原 隆英	南区	50 歳代	県歯会代議員				



第 1 回会館移転準備検討委員会の様子

## 支部だより

### 中区支部

#### むし歯予防教室

日時：1月24日（金）午前9時15分

場所：中区吉島西「吉島保育園」

標記会が開催された。この講習会は中区区役所の「こども未来局」より依頼を受けたもので、当日は寒い平日であった

にもかかわらず、参観日であったこともあり、約130名の出席を認めた。

講習内容は事前質問を交え、むし歯治療の重要性、むし歯予防、効果的なブラッシング、フッ素塗布の有効性などを中心に行った。メモを取って受講する保護者もあり、その関心の高さを窺い知ることができた。わずか1時間弱であったが、活発な質疑応答が行われ、講習会を終了した。

尚、この講習会には波田佳範市歯会公衆衛生部委員が出務した。



講演した波田佳範市歯会公衆衛生部委員

## 東区支部

### 東区支部第3回支部会及び新年会

日時：1月25日（土） 午後7時

場所：シェラトンホテル4階「グレース」

東区支部会及び新年会が上記場所で行われた。支部会には新入会の蜂須賀永三氏、入会予定の西本陽子氏も含め24名が出席した。続いて行われた新年会には、広島市歯会から土江健也会長、熊谷宏副会長、山本智之専務理事も出席して頂いた。

支部会は、木村太言支部長の挨拶で始まり、昨年12月にご逝去された西本裕先生に黙禱を捧げた。その後、遠藤邦彦氏の退会と蜂須賀永三氏の入会が報告

され、昨年9月から今年1月にかけての出務の報告と会計報告が行われた。

その後、土江会長の挨拶の後、山村剛氏の乾杯により、新年会が始まった。このたび、退会される遠藤邦彦氏、新入会の蜂須賀永三氏、入会予定の西本陽子氏の挨拶があり、ワインを景品にしたじゃんけん大会もあり、料理に舌鼓を打ちながら親睦を深めた。最後に、岩井敏之氏の閉会の辞により、盛況のうち午後9時過ぎにお開きとなった。



東区支部第3回支部会及び新年会に参加した会員



# 各部からの報告

## 保険・医療対策部

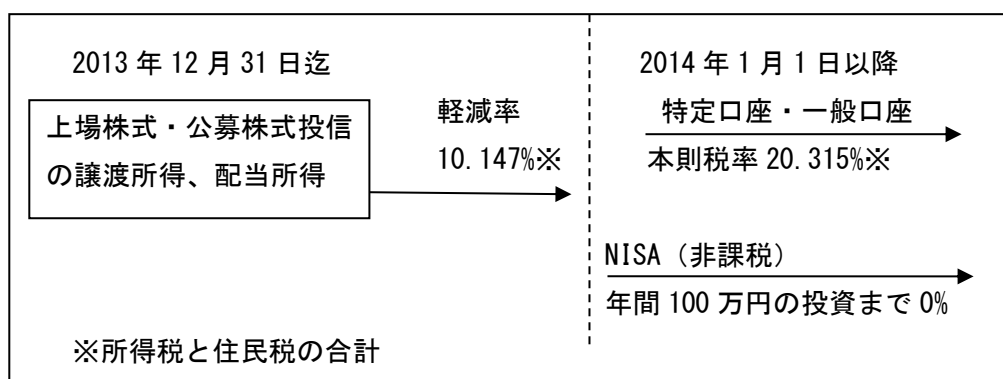
### 少額投資非課税制度 (NISA) のポイント

\*\*\*\*\*

いわゆる NISA の非課税措置が 2014 年 1 月 1 日から始まります。

#### 1. NISA の概要

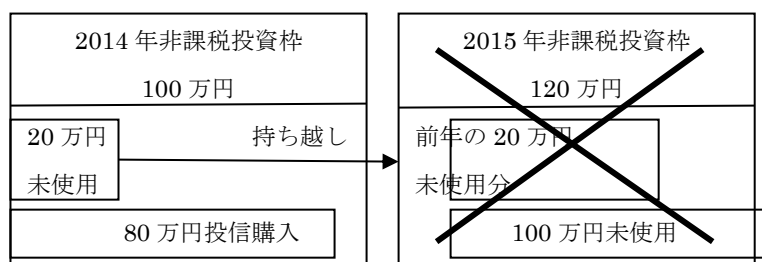
2014 年 1 月 1 日から、証券会社や郵便局などの金融機関で、少額投資非課税口座 (NISA 口座) を開設して上場株式や株式投資信託等を購入すると、本来 20% (復興特別所得税を含めると 20.315%) 課税される配当金や売買益等が、非課税となる制度です。購入できる金額は年間 100 万円までで、非課税期間は 5 年間です。



#### 2. 留意点

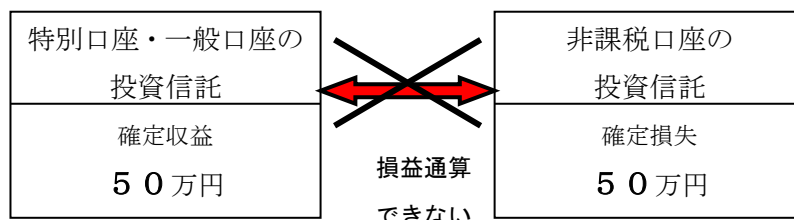
##### (1) 非課税投資額

NISA 口座の利用限度額 (非課税枠) は 1 人年間 100 万円で、非課税枠の未使用分の翌年への繰越はできません。また、非課税口座で保有している上場株式等は自由に売却できますが、売却した投資枠を再利用することはできません。



##### (2) 損益通算

NISA 口座で譲渡損失が発生した場合、この譲渡損失はなかったものとみなされます。したがって、特別口座や一般口座での譲渡益や配当等と損益通算をすることはできません。また、損失の繰越控除もできません。



(3) 非課税期間 5 年が終わると、NISA 口座の上場株式や株式投資信託等は、特定口座や一般口座などの課税口座にその時の時価で自動的に移管され、その後の配当金や売買益等については課税されます。引き続き NISA 口座で保有したい場合には、一定の手続きの下、翌年の非課税枠 100 万円を利用して、そのまま保有し続けることもできます。

\*\*\*\*\*

## 情報調査部

リンク切れはご容赦を

県全体として取り組みが大きな要素ではないか。

### ▼少し小柄でも歯は健康 13 年度県学校調査 (広島)

YOMIURI ONLINE

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/hiroshima/news/20140104-0YT8T00859.htm><http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/hiroshima/news/20140104-0YT8T00859.htm>

少し小柄だけど、きれいな歯が自慢——。県がまとめた 2013 年度の学校保健統計調査で、県内の 5～17 歳の子どもたちは全国平均と比べて身長はやや低いものの、むし歯の割合は下回ることがわかった。むし歯の割合が全国平均を下回るのは、データが残る 06 年度以後、8 年連続となった。

文部科学省が 1948 年から全国で実施している調査で、県は各校での昨年 4～6 月の健康診断結果の一部を抽出してまとめた。

身長は男女ともすべての年齢で全国平均を 0.2 センチ以上下回り、特に 15 歳男子 (県平均 167.0 センチ)、10 歳女子 (同 138.9 センチ) はそれぞれ 1.3 センチ、1.2 センチ低かった。

一方、むし歯がある子どもの割合は、幼稚園から高校までの全年齢 (5～17 歳) で全国平均を下回った。中学校で 38.3%、高校で 48.8%といずれも全国平均を 6.3 ポイント下回ったほか、幼稚園で 5.5 ポイント、小学校で 3.0 ポイント、それぞれ低かった。前年度と比較しても、2.0 ポイント増加した中学校を除き、いずれ 0.6～3.6 ポイント低下した。

県教委や県歯会には、むし歯率が高い自治体から健康な歯の〈秘策〉について問い合わせがあるが、「理由はわからない」という。

山崎健次県歯会常務理事は「(11 年 3 月に施行した) 歯と口腔の健康づくり推進条例など県全体として取り組みが大きな要素ではないか」と推測。県教委の豊かな心育成課も「あえて言えば、家庭や学校で比較的、歯磨きの指導ができてきているということでは」と話している。

#### Point of view

◎ 実際に春期・秋期の学校歯科健診で健全歯率の高さに驚嘆されている先生も多いのではないのでしょうか。保護者の口腔衛生に対する意識の向上とそれを助長している歯科医師をはじめとした啓蒙活動の賜物といえるでしょう。

ウイルス情報を正確に、適切な抗ウイルス薬を。

### ▼タミフル耐性ウイルス 感染相次ぐ

NHK NEWS WEB <http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140106/k10014297661000.html>

抗ウイルス薬のタミフルとラピアクタが効きにくいタイプのインフルエンザウイルスに感染した人が、札幌市で相次いで見つかると、国立感染症研究所は、リレンザなど別のタイプの薬を選択することも検討する必要があると、注意を呼びかけています。

国立感染症研究所では毎年、インフルエンザのウイルスを各地から集め、詳しく分析しています。その結果、新型インフルエンザとして流行した H1N1 型のウイルスにこの冬感染した札幌市の患者 6 人について、いずれもタミフルとラピアクタが効きにくいタイプのウイルスだったことが分かりました。これらのウイルスでは、薬の効果を示す感受性が、通常の 500 分の 1 ほどにまで下がっているということです。

一方、抗ウイルス薬のリレンザとイナビルはこれらのウイルスに対し効くことが確認されています。

札幌市以外のウイルスの分析はこれからで、国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターの田代真人センター長は、「まず、全国的な状況を調べる必要がある。各地域で流行しているウイルスの情報を確認したうえで、適切な抗ウイルス薬を選択する必要がある」と話しています。

#### Point of view

◎ 抗生物質では耐性菌と改良薬とのいたちごっこが続いているようです。対インフルエンザウイルスでも同じようなことが繰り返られていくのでしょうか。現代医学では「ウイルスをたたいて死滅させる」という方法がとられていますが、他の方法はないのでしょうか。

## ▼ PM2.5 総合対策まとまる

NHK <http://www3.nhk.or.jp/news/html/20131225/t10014107801000.html>

大気汚染物質 PM2.5 について、環境省は、都道府県の単位で濃度の数値予報ができることを目指したり、日本と中国の都市間の連携を強化したりするなどとした総合的な対策をまとめました。PM2.5 を巡っては、中国で深刻な大気汚染が発生し、年明けから春にかけて日本への影響も懸念されていることから、環境省は、新たに総合的な対策をまとめ、25日、井上環境副大臣が会見を開いて公表しました。

それによりますと、都道府県の単位などで濃度の数値予報ができることを目指して、大陸からどの程度、PM2.5 が流れてくるかなどを予測するシミュレーションモデルを高度化させるとしています。また、中国の大気汚染の改善に向けて、国内で大気汚染を経験した自治体と中国の都市との間で連携を強化したり、中国に進出している企業を対象に中国国内の大気汚染や必要な対策についての説明会を来月開いたりするということです。

このほか、国内での PM2.5 の発生を減らすため、専門家で作る委員会を新たに設置し必要な対策を検討することになっています。

会見で、井上副大臣は、PM2.5 の予報について「天気予報のような形で PM2.5 の予報があるとありがたいという声を多く伺っていて、国が責任を持って予報システムの構築に取り組むことにした。何年かはかかると思うが、なるべく早く実施したい」と述べました。

### 現在の予測は

PM2.5 を巡っては、国立環境研究所が「VENUS」という名称のシミュレーションモデルを開発していて、現在もインターネットで利用することができます。

「VENUS」では、国内で翌日までに予測される PM2.5 の濃度を全国や地域ごとなどで1時間単位で見ることができます。しかし、現在のシステムではきめ細かな予測が難しいほか、予測される濃度を大まかな幅でしか示すことができないなど、精度の面で課題があります。このため、環境省は、PM2.5 がどのように生成されるかや、大陸からどの程度流れてくるのかといった研究結果などを踏まえて、シミュレーションモデルの高度化を図り、数年後には、都道府県の単位などで翌日の数値予報ができるようにしたいとしています。環境省大気環境課の横井三知貴課長補佐は「天気予報のように次の日の濃度レベルが分かるようになれば、行動にも気をつけていただけるようになるので、こうした取り組みで安心につなげていきたい」と話しています

#### Point of view

◎ PM2.5 とは、大気中に浮遊する微粒子のうち、粒子径が概ね 2.5 μm 以下のものを指します。日本では訳語として「微小粒子状物質」と言われていますが、特に喘息の持病を持っている方にとっては、特に重度の症状が出る可能性があります。今回の試みにより、天気予報のような感覚で、PM2.5 の浮遊状況が確認できるようになるため、外出を避けることができたり、対策をとりやすくなります。非常に有用な試みですが、それ以前に環境汚染について、各国がもっと考慮すべきではとも考えます。

## スポーツデンティスト 専門医 2年後から。

### ▼ 学校で歯の破折の障害が、年 100 人。スポーツ歯科医育成へ

朝日新聞 <http://www.asahi.com/articles/TKY201312160023.html>

小中高校の部活動などで、歯を失うなどの事故が絶えないことから、日本体育協会と日歯が、スポーツ歯科の専門医の育成に乗り出した。年間 100 人ほどの子どもに重い後遺症があり、事故の防止対策を急ぐ。専門医「スポーツデンティスト」は 2 年後に認定される予定。将来的には全国に配置する。すでに約 70 人がスポーツ歯学やマウスガード（マウスピース）の作製法などを学び始めた。日本スポーツ

振興センターによると、学校で歯が3本以上欠けるなどして障害見舞金が支払われたのは、2007～2011年度に534人。2007年度は127人で、2011年度が93人と減少傾向だが、学校で起きた障害で歯の占める割合は毎年25%前後でほぼ変わらない。

歯の障害は年齢とともに増え、2011年度は小学生18人、中学生18人、高校など57人。小学生では休憩時間が多いが、高校生では部活動の事故が6割以上を占めるとの報告もある。歯が損傷しても歯根が残り、細胞が生きている30分以内なら元に戻せる可能性があるが、よく知られていない。海外では、事故防止用にマウスガードの着用が広がっている。日本スポーツ歯科医学会の安井利一理事長は「歯を失うと食事や会話、顔の表情にも影響があり、精神的なダメージも大きい。一人でも減らしたい」と話す。

#### *Point of view*

◎ スポーツにおける受傷については、マウスピースの装着により、重度化を防げたケースも経験しています。マウスピースについては、認知度は相応にあると思いますが、実際に使用している割合となると、一気に下がる傾向を認めます。我々が、マウスピースを含め、受傷者に対しての治療のレベルを上げることは当然として、啓蒙活動を積極的にしていく必要性を感じます。

## 原則反対

### ▼日本歯科医師会、朝日新聞の「歯科医院ポイント導入」に関する記事について、抗議の申し入れ

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/6912>

日歯は1月7日付の朝日新聞朝刊に掲載された「歯科医院ポイント導入」に関する記事に関し、同会役員の取材回答が主旨と異なるコメントとして掲載をされているとして、朝日新聞社に抗議の申し入れを行ったことを公表した。

問題としたのは、担当常務理事のコメントとして掲載された「医療は非営利なので、（患者集めにつながるポイント制には）原則的には反対だが、時代の流れもあるので認めることも考えなければならない」と掲載されている部分。掲載内容は重要な部分を省略した回答のごく一部であり、なおかつ異なる文脈を一つにまとめており、読み手に大きな誤解を与えてしまいかねないとして強く抗議している。

取材は平成25年11月22日に行われたもので、担当の瀬古口精良常務理事が対応。同会としては原則反対であり、法的な問題については行政機関等の判断に従って対応していく必要があることを十分に説明したはずとして、朝日新聞社の編成局長宛てに抗議の申し入れを行ったとしている。

#### *Point of view*

◎ 歯科医院のポイント制度の導入の話です。誤解を招きかねない掲載であったということです。日本歯科医師会のポイント導入に対する考えは原則として反対ということです。ポイント制やプレゼント等の患者集めにつながるような行為にはくれぐれも注意をしていく必要があります。

## 広島市も すでに入ってきています。

### ▼ノロ対策「塩素系漂白剤で消毒を」

NHK NEWS WEB <http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140117/k10014548461000.html>

複数の小学校で多くの児童が下痢などの症状を訴え、11人からノロウイルスが検出されたことについて、国立感染症研究所の片山和彦室長は、「詳しい調査が必要だが、共通の食材があればそれが原因となって感染が広がった可能性もある。ノロウイルスはたとえ僅かな数でも感染するので、加熱を必要としない食材などにウイルスが付着していれば、一気に感染が広がることは珍しくない」と話しました。

対策については、まず予防のために石けんなどを使った手洗いを徹底し、患者が出た場合、家庭などで感染を広げないことが重要だとしています。

片山室長は「ノロウイルスはヒトの体内で増え、吐いた物や便で感染が広がる。周囲に僅かでも残らないよう念には念を入れて消毒に当たることが重要だ」と話しています。

具体的には「塩素系の漂白剤を使ってトイレの周りなど患者の吐いた物や便が僅かでも付着した可能性のある場所を、重点的に拭き取る必要がある。漂白剤の濃度の目安として、およそ10ミリリットル

を 50 倍の 500 ミリリットルの水で薄めてペーパータオルにつけて、ドアノブや床などを拭き取るのが効果的だ。吐いた物などを拭き取った布のタオルやぞうきんは消毒するのは難しいため、洗濯などをせず、そのまま処分するほうが確実だ」と話しています。また漂白剤を使うと色が落ちてしまいます。

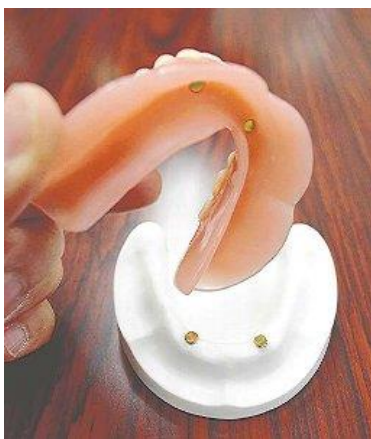
ノロウイルスは、85 度の熱湯などで 1 分以上、加熱すると効果があるということで、カーペットなどの場合、スチームを出すアイロンをかけたり、パジャマなどを 85 度の熱湯につけたりする方法もあるということです。

#### Point of view

◎ノロウイルスが流行する季節となりました。医院のスタッフが感染した場合や、ウイルスに感染した患者さんが来院された場合などを想定して感染防止を考えておかないといけません。特にトイレなどを清潔にしておくことは非常に重要なことです。院内感染には十分注意しましょう。

## ▼新型インプラント義歯 小型化、治療費半減も

中日新聞 <http://iryuu.chunichi.co.jp/article/detail/20140116083425317>



愛知製鋼（愛知県東海市）は 15 日、インプラント（人工歯根）専用メーカーのプラトンジャパン（東京）と共同で、小型化で治療費を抑えた新型のインプラント義歯（入れ歯）を発売すると発表した。

あごの骨に埋め込んだ 2 本のねじに、磁石を仕込んだ義歯をくっつけて使う。従来 4 ミリあったねじ部分の直径を、2.6 ミリにした。今月 20 日に全国の歯科医師向けに発売し、年間 6,000 本以上の販売を目指す。

愛知製鋼は、自動車部品に使われるネオジム磁石の生産技術を生かし、2002 年から磁石式のインプラント義歯を販売。欧州で発達したインプラントは太く、あごが細い日本の女性には使えないことがあり、強度を保てる細さを研究してきた。

小型化で材料費が減り、数時間かかっていた埋め込み時間は 30 分以内に、3～6 カ月かかっていた治療期間は 2～3 カ月に短縮できる。100

万円近かった治療費も、半分から 3 分の 1 程度に抑えることが可能という。

#### Point of view

◎磁性アタッチメント的なインプラントです。インプラントの小型化は患者への負担が軽減しますが、強度不足についての問題も考えられてきます。今後の臨床成績に注目していきたいところです。

### 今月の中医協

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008ffd.html#shingi2>

平成 26 年 1 月 15 日（水） 第 267 回総会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034464.html>

- 1 先進医療会議の検討結果の報告について
- 2 費用対効果評価専門部会からの報告について
- 3 平成 26 年度診療報酬改定について（諮問）
- 4 これまでの議論の整理（現時点の骨子）
- 5 診療報酬調査専門組織「医療機関等における消費税負担に関する分科会」からの報告について
- 6 その他

平成 26 年 1 月 22 日（水）第 268 回総会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035087.html>

- 1 医療技術の評価について（医療技術評価分科会からの報告）
- 2 先進医療保険導入、先進医療実績報告について（先進医療会議からの報告）
- 3 市場拡大再算定品目等について
- 4 平成 26 年度実施の薬価制度見直しの内容（案）について（薬価専門部会からの報告）
- 5 平成 26 年度実施の保険医療材料制度見直しの内容（案）について（保険医療材料専門部会からの報告）
- 6 平成 26 年度改定に向けた D P C 制度の対応について

参考・・・DPS 制度とは

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000105vx-att/2r98520000010612.pdf>

DPS（Diagnosis Procedure Combination）という呼称については二つの意味合いがあります。

- ①診断群分類に基づく 1 日当たり定額報酬算定制度を意味する場合
  - ②患者分類としての診断群分類を意味する場合（←こちらが本来の意味で支払制度の意味は含まれない）
- この①と②が混在し両者の使い分けを明確にするべきと指摘があったため支払制度としての DPC 制度の略称について平成 22 年 12 月 16 日 DPC 評価分科会において整理され DPC/PDPS（Diagnosis Procedure Combination / Pre-Diem Payment System）とすることになりました。

これは入院に関して国が推奨する医療費支払い制度で 従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した 1 疾患のみに厚生労働省が定めた 1 日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断等）と、従来通りの出来高評価部分（手術、胃カメラ、リハビリ等）を組み合わせる方式です。

1 日当たりの定額の点数は「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。

平成 26 年 1 月 24 日（金）第 269 回総会、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035524.html>

- 1 平成 26 年度診療報酬改定に係る検討状況について（説明）
- 2 意見発表者による意見発表、中医協委員からの質問

## シリーズ 保険医の心得 A to Z -療養担当規則勘どころ-

### 第 9 回

（帳簿等の保存）

**第九條** 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。  
ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から五年間とする。



厚生労働省ホームページ URL クリックしてご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0624-5e.html>

保存義務書類の一覧表に何点か記載されています。

例えば・・・

**カルテ**・・・歯科医師法第 23 条第 2 項にて、**5 年間**の保存義務があり、病院もしくは診療所の管理者に保存義務があることが記載されています。

<http://www.houko.com/00/01/S23/202.HTM>（歯科医師法の抜粋）

**歯科技工指示書**・・・歯科技工士法第 19 条に、病院管理者もしくは歯科技工所のどちらかに**2 年間**の技工指示書の保存義務を課しています。

<http://www.houko.com/00/01/S30/168.HTM>（歯科技工士法の抜粋）

**歯科衛生士業務記録簿**・・・歯科衛生士法施行規則 第 18 条 に、衛生士業務記録の**3 年間**保存義務が課せられています

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H01/H01F03601000046.html>（歯科衛生士法施行規則抜粋）

**処方箋**・・・薬剤師法 第 27 条 に、「**薬局開設者**」に対し、**調剤済み処方箋の 3 年間**の保存義務が課せられています。また、「**病院**」に対し、**医療法施行規則 第 20 条**にて、**処方箋の 2 年間**の保存義務が課せられています

<http://www.houko.com/00/01/S35/146.HTM>（薬事法抜粋）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23F03601000050.html>（医療法施行規則抜粋）

**レントゲン**・・・上記処方箋と同じ扱いで、医療法施行規則 第 20 条第 10 項に、病院において、レントゲンの**2 年間**の保存義務が課せられています。

**平行測定模型**・・・平成 24 年診療報酬点数表での、**歯科 > 第 2 章 特掲診療料 > 第 3 部 検査 > 第 1 節 検査料 > (補綴関連検査) > D004 平行測定 (1 装置につき)**に、平行測定模型についての記載があります。(3 年保管)

[http://shirobon.net/24/shika\\_2\\_3\\_1\\_2/shika\\_d004.html](http://shirobon.net/24/shika_2_3_1_2/shika_d004.html)

※法律上はそうなっています。中でも、カルテはいざという時に歯科医師を守ってくれるお守りのようなものなので、ずっと保管していた方が賢明なのではないでしょうか。民事訴訟においてカルテの保管期間は 20 年とも言われています。時効との関係だそうです。(民法 415 条に基づく場合は 10 年、民法 709 条に基づく場合には不法行為時より 20 年)

参考 URL、クリックしてお読みください。

<http://www.jsog.or.jp/PDF/59/5909-519.pdf>

(日本産科婦人科学会ホームページより)



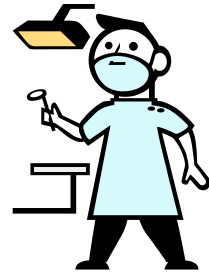
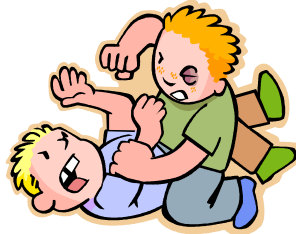
(通知)

**第十条** 保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
- 二 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起したと認められたとき。
- 三 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。
- 四 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。



- ・けんか、泥酔など尋常でないことが原因で診療を受けることになった場合
- ・特別な事情がないのに歯科医師の指示に従わない場合
- ・不正な行為(他人の保険証を利用。保険証の偽造。無効と分かっている保険証の使用など)を行って保険治療を受けた、もしくは受けようとした場合は  
全国健康保険協会又は該当する健康保険組合に知らせなければなりません。



全国健康保険協会・健康保険組合

## 広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz サイマルラジオスタート  
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FM ちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記 FM ちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。



### 1月28日収録 2月3日放送分

佐伯歯科医師会 田中宏尚

#### 「保険外の診療」

「保険外の診療」という言葉を耳にされた事があると思いますが、実際どういうものなのかを御存知ではない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？今回は、その「保険外の診療」についてお話ししたいと思います。

### 1月28日収録、2月10日放送分

佐伯歯科医師会 河野敦志

#### 「入れ歯の手入れとブリッジの清掃」

入れ歯やブリッジを長く使うためには毎日の手入れが大切です。清掃が不十分だと歯周病やむし歯になって、さらに歯を失ったり、入れ歯やブリッジを作り直さないといけなくなります。そうならない為の具体的方法についてお話しします。

### 1月28日収録 2月17日放送分

佐伯歯科医師会 藤井宗仁

#### 「歯とお口の機能」

「口」は食べ物や水、酸素といった生命維持に不可欠な物質、細菌・ウイルス等の病原体や抗原等の全身の感染や免疫機能に関わるもの等々、あらゆる外界のものとの入り口です。また、同時に会話による自己表現等の社会性を担う器官でもあります。ヒトの体における「口」の重要な役割について一緒に考えてみましょう。

### 1月28日収録、2月24日放送分

佐伯歯科医師会 大原将史

#### 「ガン治療と口腔ケア」

ガンの治療は、ガンそのものに対する作用だけでなく歯や歯肉を含め全身に影響を与える可能性があります。しかし、ガン治療前と治療中に口の中を清潔に保てば、辛い副作用を軽減することができます。ガン治療が始まる前に口の中の環境を整え、万全の状態で行う治療に臨みましょう。

## 1月定例理事会報告

### 部外報告

- 12月26日 広島県歯科衛生士会会長年末挨拶来館
- 1月 9日 広島市医師会新年互礼会
- 1月18日 (県)合同新年互礼会
- 1月20日 広島市総合防災訓練
- 1月23日 個別指導に係る立会
- 1月25日 中四国地区歯会会長・日歯代議員合同会議
- 1月28日 広島市連合地区地域保健対策協議会第5回災害時医療救護検討委員会
- 1月18-22日 社保診療報酬審査会

### (連盟関係)

- 1月10日 公明党広島県本部「平成26年新年賀詞交歓会」
- 1月12日 沖宗正明新年互礼会
- 1月21日 中本弘・隆志合同新年互礼会

### 総務関係

- 1月 4日 臨時理事会
- " 新年互礼会
- 1月16日 滅菌事業反省会
- 1月22日 中1班新年会
- 1月23日 第3回学術講演会(産婦人科医会)
- 1月25日 東区支部新年会
- 1月27日 三役会
- 1月28日 第1回会館移転準備検討委員会
- 1月29日 定例理事会
- (慶弔関係)  
1月 2日 中区支部 平野清司先生 逝去

### (入会関係)

- 1月22日 西区支部 豊田育星先生入会

**(1) 公衆衛生部**

- 12月25日 クリスマスパティー  
 1月 4日 臨時理事会  
 " 新年互礼会  
 1月14日 公衆衛生部委員会  
 1月15日 (県)公衆衛生部常任委員会  
 1月16日 滅菌事業反省会  
 1月18日 (県)合同新年互礼会  
 1月21日 保育園・幼稚園に対する啓発資料作成委員会  
 1月23日 第3回学術講演会(産婦人科医会)

**<学校歯科保健>(上田理事)**

- 1月 6日 広島市立特別支援学校教職員に対する広島大学障害者歯科岡田教授の講演会  
 1月20日 広島市学校保健会会報編集委員会

**<高齢者歯科保健>(小松理事)**

- 12月26日 中区介護認定審査会(第四合議体)  
 1月 6日 休日歯科救急医療保険請求事務  
 1月 9日 中区介護認定審査会(第四合議体)  
 1月16日 中区介護認定審査会(第四合議体)  
 1月17日 (県)障害者等歯科保健医療受給困難者の口腔管理検討会議②  
 1月23日 中区介護認定審査会(第四合議体)  
 1月25日 2歳児フッ素塗布  
 1月28日 休日歯科救急医療保険請求事務

**<一般歯科保健>(能美理事)**

- 1月 8日 東区介護認定審査会(第二合議体)  
 1月15日 東区介護認定審査会(第二合議体)  
 1月17日 (県)障害者等歯科保健医療受給困難者の口腔管理検討会議②  
 1月22日 東区介護認定審査会(第二合議体)  
 1月24日 広トレイベンツと第30回おうちの健康展の話し合い  
 1月25日 東区支部第3回支部会及び新年会  
 1月27日 元気じゃけん広島21(第2次)推進会議  
 健康づくりを支える社会環境整備部会  
 1月29日 東区介護認定審査会(第四合議体)  
 福祉対策協議会実績状況

**(2) 学術部(本山理事)**

- 12月26日 医療安全室会議  
 " 広島大学歯学部健康増進歯学講座  
 12月28日 ホームテレビ打合わせ  
 1月 4日 臨時理事会  
 " 新年互礼会  
 1月 7日 県警本部新年挨拶  
 1月10日 学術部委員会  
 1月15日 警察歯科小委員会  
 1月16日 広署挨拶  
 1月18日 県歯新年互礼会

- 1月21日 歯科衛生士学校オリエンテーション  
 " 県歯総務部と入会協議  
 1月23日 学術講演会  
 " 警察歯科委員会  
 県警検視室と協議  
 1月28日 ホームテレビとの協議  
 " 医療安全室会議  
 " 地対協第5回災害時医療救護検討委員会  
 1月30日 大規模災害時に係る検視・身元確認支援部隊訓練

**(3) 保険・医療対策部(瓜生理事)**

- 1月 4日 新年互礼会  
 1月 6日 休日救急レセプト点検  
 1月14日 保険部常任委員会(県歯)  
 1月15日 歯科技工士国家試験問題検討委員会(県庁)  
 1月15日 定例委員会  
 1月16日 国保歯科再審査部会  
 1月18日 新年互礼会(県歯)  
 1月18日-22日 国保歯科審査部会  
 1月22日 国保連合会医科歯科合同懇親会  
 1月23日 新規個別指導  
 1月28日 休日救急レセプト点検

**(4) 情報調査部(水内理事)**

- 1月 4日 新年互礼会  
 1月14日 委員会  
 1月23日 学術講演会  
 1月24日 情報調査部委員会  
 1月29日 理事会

**(5) 広報部(橋岡理事)**

- 1月 4日 新年互礼会  
 1月 6日 委員会  
 1月10日 小委員会  
 1月10日 「太田川」中本総合印刷様と協議  
 1月20日 FMちゅーピー(堀部様)と協議  
 1月28日 FMちゅーピー収録(佐伯)  
 (田中宏尚氏・河野敦志氏・藤井宗仁氏・大原将史氏)  
 FMちゅーピー(新聞掲載)  
 1月 6日 歯を失ったところはどうするの?  
 瀬川和司(安佐)  
 1月13日 みがき残しに歯周病の原因菌  
 平川正彦(安佐)  
 1月20日 歯を失ったままにしておく?  
 今岡康一(安佐)  
 1月27日 歯並びのよい子に育てる  
 守本優子(安佐)

**(6)広島市歯科医師会ホームページについて**

ホームページアクセス数

一般サイト 訪問者 519(累計 6,945)  
ページビュー 2,230(累計 40,257)

会員サイト 訪問者 528(累計 4,831)  
ページビュー 2,244(累計 24,021)

情報調査部 … Talking Heads<最新情報>  
掲載件数 105 件(12/21~1/20)

**(7)特別委員会**

1月16日 (県)第6回会館建設特別委員会  
1月28日 第1回会館移転準備検討委員会

**(8)救急蘇生委員会**

**(9)苦情相談**

12月27日 相談  
フッ素塗布後のしびれについて  
(広島市医療安全支援センター)

1月11日 相談  
生活保護受給者からのいやがらせ  
について(南区会員)H21.7~H26.1

1月25日 相談  
生活保護受給者からのいやがらせ  
について(東区会員)

**協議事項**

(1)退会について  
東区支部 遠藤邦彦先生の退会について報告

(2)新任学校歯科医の選定について  
幟町中学校

伊勢田茂光先生の後任に川原正照先生を  
教育委員会に推薦することを承認

戸坂中学校

水上良知先生の後任に田中尊治先生を  
教育委員会に推薦することを承認

舟入高等学校

柳井俊二先生の後任に鈴木良貴先生を  
教育委員会に推薦することを承認

庚午小学校

長尾誠先生の後任に進藤典久先生を  
教育委員会に推薦することを承認

仁保小学校

武田明信先生の後任に平井由美先生を  
教育委員会に推薦することを承認

井口高校

住田彰弘先生の後任に小笠原純三先生を  
教育委員会に推薦することを承認

市立広島商業高等学校

野坂寛先生の後任に前島真紀子先生を  
教育委員会に推薦することを承認

(3)第4回学術講演会について

内容等について協議

(4)市民公開講座について

概要等について協議

(5)FMちゅーピーのQ&Aについて

回答内容等について協議

(6)その他

特になし

**その他**

特になし

**会員の皆様へ**

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事橋岡優までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 橋岡優 E-Mail: s.d.c@helen.ocn.ne.jp

役員紹介 わたしはダレでしょう！ No,4



答えは次号で！



先月、第 81 号 No,3 の答えは、  
熊谷宏広島市歯会副会長です。